

(公印省略)

市体協ス第91号  
令和4年3月4日

大分市スポーツ少年団  
各団 代表指導者各位

大分市スポーツ少年団  
本部長 久渡 晃

新型コロナウイルス感染症に伴う少年団の活動について（通知）

標記の件について、令和4年2月18日付、市体協ス第88号で通知したところですが、本日3月4日（金）付で、大分市教育委員会から各学校長あてに「新型コロナウイルス感染症に伴う部活動について」にて、3月7日（月）以降の部活動の実施について通知されました。

このことから、本市スポーツ少年団も下記のとおり、団活動を実施することといたしますので、貴団関係者に周知方お願いします。

なお、今後の感染状況や政府および文部科学省等の動向により、制限等の見直しや、団活動実施に係る対応に変更が生じる事があることを申し添えます。

記

- 1 団活動の実施は、自団での活動のみとし、県内外での他団との交流（合同練習や練習試合等）及び合宿は行わないこと。  
ただし、中央競技団体等が主催する全国大会等とその予選大会への参加は認めるが、大会規定に基づき、許容される人数以外は厳しく制限すること。
- 2 活動時間は、団員の体調や体力に配慮し、3月7日（月）から3月11日（金）までは1時間程度、3月12日（土）と13日（日）は2時間程度とし、3月14日（月）以降は、「大分市スポーツ少年団活動に係る申し合わせ事項」に基づいた活動時間とすること。
- 3 「大分市スポーツ少年団活動に係る申し合わせ事項」に基づいた休養日を設定するとともに、団の活動状況に応じ、感染予防等のために必要であれば、休養日を設定すること。
- 4 活動は、密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動や、大きな発声や激しい呼気を伴う活動は行わない等、個人や少人数での感染リスクの低い活動に限定すること。
- 5 その他下記感染症対策を徹底すること。
  - ・活動終了後は速やかに帰宅させること。
  - ・用具等については、団員間で不必要に使い回しをしないこと。
  - ・更衣室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
  - ・活動前後と活動中に集団での飲食をしないこと。

大分市スポーツ少年団事務局  
担 当 鞆塚・赤木  
TEL 097-537-5979